

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われましたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月15日

吉備中央町長 山本雅則



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉備中央町円城地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月5日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人・・・3 経営体 個人・・・35 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は不足しており、町が整備するハイブリッドメガ生産団地等の活用により、新規就農者（Iターン、Uターン）や後継者確保に努め、地域農業を活性化させていく。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域内に集落営農法人が設立されたことに伴い、主に水田を法人へ集積していく、コスト削減や高付加価値のある作物を販売していく。法人以外にも、土地利用型作物、果樹、野菜といった多様な農業な農業経営をしている担い手が活躍しているので、それらの担い手を中心として農地を集積・集約していく。地域農業の農地利用をより効率的なものにしていくため、農業をリタイヤ又は経営転換を考えている人は、農地中間管理機構を通して貸し付ける。また、農地を引き継ぐ準備を進めておく。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・パイプラインの老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。